

日立市防犯用品購入経費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における犯罪を未然に防止するため、自主的に防犯活動（防犯のためのパトロール、児童等を犯罪から守るための活動、防犯に関する学習その他防犯に関する意識の高揚を図るための活動等をいう。以下同じ。）を行う団体に対し、防犯用品の購入に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることができる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 営利を目的とせず、自主的に、かつ、継続して防犯活動に取り組む団体
- (2) 市内を防犯活動の範囲とし、市内に居住又は滞在する者10人以上で構成される団体

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年を経過しない団体は、再度この要綱による防犯用品に係る補助金の交付を受けることができない。

(防犯用品)

第3条 補助金の交付の対象となる防犯用品の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 防犯活動に使用する物品
- (2) 防犯に関する啓発、広報のための物品(印刷に要する経費を含む。)

(3) その他防犯活動のため必要と認めるもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に定める防犯用品の購入経費の2分の1に相当する額とし、1団体について50,000円を限度とする。

2 同一の団体に対する2回目以降の補助金の額は、前項の規定にかかわらず、前条に定める防犯用品の購入経費の4分の1に相当する額とし、25,000円を限度とする。

3 前2項の規定による補助金の額に100円未満の端数金額が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、日立市防犯用品購入経費補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体概要書(様式第2号)
- (2) 団体の構成員の氏名及び住所を記載した名簿
- (3) 防犯用品の購入に係る見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて調査を行い、補助金の交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、日立市

防犯用品購入経費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請を行った者に通知する。

（購入内容の変更等）

第7条 前条第2項の補助金の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく日立市防犯用品購入経費補助金購入内容変更・中止申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた防犯用品の購入に係る内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助金の交付の決定を受けた防犯用品の購入を中止しようとするとき

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

3 市長は、前項の規定により、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更したときは、速やかに、日立市防犯用品購入経費補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により、第1項の規定により申請を行った者に通知する。

（実績報告及び交付の請求）

第8条 補助金の交付の決定（前条第3項の規定による補助金の交付の決定の変更を含む。以下この条において同じ。）を受けた者は、当該補助金の交付の決定を受けた防犯用品の購入が完了し、補助金の交付を受けようとするときは、日立市防犯用品購入経費補助金実績報告書兼請求書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなけ

ればならない。

- (1) 防犯用品の購入に係る領収書
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年 1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 2月 4日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、平成23年3月31日から適用する。
- 2 この要綱の適用の際、既にこの要綱による改正前の日立市防犯用品購入経費補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けている団体は、この要綱による改正後の日立市防犯用品購入経費補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けた団体とみなす。